

令和8年8月31日

令和9年度の財政投融资計画要求書

(機関名：一般財団法人民間都市開発推進機構【総括】)

1. 令和9年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	600	600	—	0.0
うち 国内債	600	600	—	0.0
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	600	600	—	0.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和9年度末 残高(見込)	令和8年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	3,690	3,140	550	17.5
うち 国内債	3,690	3,140	550	17.5
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	3,690	3,140	550	17.5

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		700	700	—
(内訳)	メザニン支援事業	700	700	—

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		700	700	—
(財源)	財政投融资	600	600	—
	財政融資	—	—	—
	産業投資	—	—	—
	政府保証	600	600	—
	自己資金等	100	100	—
	補助金	8	—	8
	政府保証（5年未満）	100	100	—
	貸付回収金	53	103	△50
	借入金等償還	△53	△103	50
	その他	△8	—	△8

令和8年8月31日

令和9年度の財政投融资計画要求書

(機関名：一般財団法人民間都市開発推進機構【都市勘定（メザニン支援事業）】)

1. 令和9年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	500	600	△100	△16.7
うち 国内債	500	600	△100	△16.7
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	500	600	△100	△16.7

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和9年度末 残高(見込)	令和8年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	3,590	3,140	450	14.3
うち 国内債	3,590	3,140	450	14.3
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	3,590	3,140	450	14.3

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		600	700	△100
(内訳)	メザニン支援事業	600	700	△100

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		600	700	△100
(財源)	財政投融资	500	600	△100
	財政融資	—	—	—
	産業投資	—	—	—
	政府保証	500	600	△100
	自己資金等	100	100	—
	政府保証（5年未満）	100	100	—
	貸付回収金	53	103	△50
	借入金等償還	△53	△103	50

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

（機関名：一般財団法人民間都市開発推進機構【都市勘定（メザニン支援事業）】）

＜政策的必要性＞

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成 26 年 6 月 17 日付財政制度等審議会 財政投融資分科会報告）において、中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大が必要とされる分野の一つとして「⑤高度成長期以降の公共インフラの更新期に向けた資金ニーズの拡大」を挙げ、その取組内容として「民間資金やノウハウを活かしつつ「インフラ投資」を推進する」ことが記載されており、その推進主体として民間都市開発推進機構（以下「民都機構」という。）が挙げられている。

それに対応する業務として、民都機構では、都市再生特別措置法第 29 条第 1 項第 1 号及び第 71 条第 1 項第 1 号イ並びにロ（出資に係る部分を除く。）の規定に基づき、国土交通大臣の承認を受けて特定都市再生緊急整備地域等の政策区域において施行される優良な民間都市開発事業について支援を行うメザニン支援業務を実施している。

一般に、民間都市開発事業は資金回収が長期にわたり、リスク性資金の供給が必要とされているところ、不動産業の特性から民間金融機関からの融資等のみでは十分に対応しきれず、特に長期安定的なミドルリスク資金の供給が十分ではないことから、公的な支援が必要とされている。このため、都市再生特別措置法施行規則第 6 条及び第 27 条において民業補完の原則を規定し、民間金融機関が担うシニアローンに劣後するメザニン部分に限り支援することとしている。

以上のとおり、メザニン支援業務は、平時における公的金融機能のうち、①「民間金融市場の補完」及び②「民間では担えないリスクの負担」に資する業務であるといえる。

＜民業補完性＞

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

一般に、民間都市開発事業は資金回収が長期にわたり、リスク性資金の供給が必要とされているところ、不動産業の特性から民間金融機関からの融資等のみでは十分に対応しきれず、特に長期安定的なミドルリスク資金の供給が十分ではないことから、公的な支援が必要とされている。一方で、民業圧迫を避けるため、都市再生特別措置法施行規則第 6 条及び第 27 条において民業補完の原則を規定し、民間金融機関が担うシニアローンに劣後するメザニン部分に限り支援することとしている。

<有効性>

3. 財政投融资を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

本件政府保証を活用して民都機構が金融支援を行うことにより、民間都市開発事業者等による公共施設等の整備を含む公益性の高い都市開発事業が安定的かつ効率的に実施できる。民間都市開発事業者等は開発物件の収益等を原資に民都機構に償還を行うため、事業者がコスト負担するスキームとなっている。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

支援対象事業については、民都機構のリスク基準をもとにした審査に加えて、金融機関の実務経験者や学識経験者などによるメザニン審査会を開催し、支援対象事業の蓋然性を判断している。

9年度支援予定事業についても同様に収支状況やリスクについて判断した上で支援を行うため、償還確実性は十分確保されている。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融资の要求内容にどのように反映しているか。

民都機構内において支援実施の採択が見込まれているものがあることから、着実な財投実行がなされていくものと見込む。

(参考：過去3か年の財政投融资の運用残額)

	5年度		6年度		7年度	
運用残額	200	億円	200	億円	50	億円
運用残率	57.1	%	28.6	%	4.5	%

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

該当なし

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：一般財団法人民間都市開発推進機構【都市勘定（メザニン支援事業）】)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証国内債

メザニン支援業務を実施する財源を確保するため、政府保証債による資金調達が必要となるもの。

一般に、民間都市開発プロジェクトは資金回収が長期にわたり、長期資金の必要性が認められることから、審査基準(1)「長期資金の必要性」に合致する。

また、メザニン支援業務はミドルリスク資金の供給を行うものであることから、政府保証の付与がなければ、リスクプレミアムが加味されて資金調達コストが高くなり、政策目的の達成に多大な支障をきたすことから、審査基準(2)「政府保証の付与が無ければ、リスクプレミアムが加味されて資金調達コストが高くなり、政策目的の達成に多大な支障をきたすこと」に合致する。

以上のとおり、メザニン支援業務は政府保証債の発行のための審査基準に合致している。なお、政府保証債はグリーンボンドとして発行を行っている。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証国内債

政府保証債の発行額に関しては、具体的な支援相談を受けている事業に係る支援見込額等を考慮し、当該資金需要に対応することが可能な額として 500 億円を要求することとしている。

< 5 年未満の政府保証について >

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証借入金

9 年度に 5 年未満の政府保証借入の活用想定案件があり、メザニン支援業務を実施する財源を確保するため、政府保証借入による資金調達が必要となるもの。

なお一般に、民間都市開発プロジェクトは資金回収が長期にわたり、長期資金の必要性が認められるが、民間都市開発事業者の調達ニーズに合わせて期間 5 年未満の政府保証借入を活用する場合がある。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証借入金

メザニン支援業務を実施する財源を確保するため、政府保証借入金による資金調達が必要となるもの：100億円。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：一般財団法人民間都市開発推進機構【都市勘定（メザニン支援事業）】)

「経済財政運営と改革の基本方針2026」、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」に盛り込まれた事項に関する要求内容

以下の政府方針に関連して、都市再生のさらなる推進に資する取り組みを実施する民間都市開発事業への金融支援の強化等を要求する。

○「経済財政運営と改革の基本方針 2026」

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

(p. 9, 12 抜粋)

1. 「強い経済」の実現

(2) 成長基盤の強化

(資源・エネルギー安全保障・GXの強化)

2050年カーボンニュートラル目標の実現に向け、エネルギー自給率を向上すべく、「成長戦略」及び「分野別投資戦略」を踏まえ、危機管理投資の観点から大胆なGX投資を進め、脱炭素電源の最大限活用や天然ガス等への燃料転換を進める。

(3) 強い地域経済の構築

(持続可能で活力ある国土の形成と「交通空白」の解消)

持続可能で活力ある日本列島を実現するため、二地域居住も活用した地域生活圏と新たな広域圏の形成や、令和の都市（まち）リノベーションによる稼ぐ力と防災力の強化や都市の広域連携等を通じ、コンパクト・プラス・ネットワークの深化・発展等を図る。

○「地域未来戦略」

第3章 政府が講ずべき本戦略に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

(p. 45, 47 抜粋)

第5節 その他の施策の推進

1. 強い地域経済の構築

(10) 地域の大切な資産のリノベーションや活用等の促進による個性ある地方都市再生

2. 豊かな生活環境

イ. 持続可能な生活インフラの実現

(4) 民間事業者等の公共貢献をいかした持続可能な協働型都市再生

7 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

(機関名：一般財団法人民間都市開発推進機構【都市勘定（メザニン支援事業）】)

1. 決算についての総合的な評価

令和7年度末のメザニン支援業務の貸付残高は20件・2,733億円である。総資産に対する正味財産の比率は約4.9%、当期経常増減額は約483百万円増を確保しており、決算上の懸念はない。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○資産

総資産の金額は約2,879億円。うち2,733億円がメザニン支援業務貸付金。

○負債

総負債の金額は約2,737億円。うち2,733億円がメザニン支援業務貸付金の調達資金であり、政府保証借入金93億円及び政府保証債2,640億円。

○資本

資本相当の正味財産は約142億円。うち指定正味財産が約51億円、一般正味財産が約91億円。総資産に対する正味財産の比率は約4.9%と十分な資本が確保できている。

(2) 費用・収益の状況

○費用

経常費用は約3,887百万円であり、特段不要な経費は認められない。

○収益

経常収益は約4,487百万円。内訳として事業収益約4,411百万円、特定資産受取利息等約75百万円。

当期経常増減額は約483百万円増を確保しており、決算上の懸念はない。

令和8年8月31日

令和9年度の財政投融資計画要求書

(機関名：一般財団法人民間都市開発推進機構【国政勘定（メザニン支援事業）】)

1. 令和9年度の財政投融資計画要求額

(単位：億円、%)				
区 分	令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	100	—	100	皆増
うち 国内債	100	—	100	皆増
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	100	—	100	皆増

2. 財政投融資計画残高

(単位：億円、%)				
区 分	令和9年度末 残高(見込)	令和8年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	100	—	100	皆増
うち 国内債	100	—	100	皆増
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	100	—	100	皆増

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		100	—	100
(内訳)	メザニン支援事業	100	—	100

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和9年度 要 求 額	令和8年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		100	—	100
(財源)	財政投融资	100	—	100
	財政融資	—	—	—
	産業投資	—	—	—
	政府保証	100	—	100
	自己資金等	—	—	—
	補助金	8	—	8
	その他	△8	—	△8

財政投融資を要求するに当たっての基本的考え方

（機関名：一般財団法人民間都市開発推進機構【国政勘定（メザニン支援事業）】）

＜政策的必要性＞

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

「財政投融資を巡る課題と今後の在り方について」（平成 26 年 6 月 17 日付財政制度等審議会 財政投融資分科会報告）において、中長期のリスクマネーや成長資金の供給拡大が必要とされる分野の一つとして「⑤高度成長期以降の公共インフラの更新期に向けた資金ニーズの拡大」を挙げ、その取組内容として「民間資金やノウハウを活かしつつ「インフラ投資」を推進する」ことが記載されており、その推進主体として民間都市開発推進機構（以下「民都機構」という。）が挙げられている。

民都機構では、令和 8 年度の広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（以下「広活法」という。）の改正により、都道府県が作成した広域的地域活性化基盤整備計画に記載された重点地区において、拠点施設を整備する民間事業者に対して資金の貸し付けを行うメザニン支援業務が追加されたところ（改正後の法第 15 条第 1 項第 1 号ロ及びニ）。

一般に、民間事業者による拠点施設の整備事業は資金回収が長期にわたり、リスク性資金の供給が必要とされているところ、不動産業の特性から民間金融機関からの融資等のみでは十分に対応しきれず、特に長期安定的なミドルリスク資金の供給が十分ではないことから、公的な支援が必要とされている。このため、広活法施行規則では民業補完の原則について規定することを予定しており、民間金融機関が担うシニアローンに劣後するメザニン部分に限って支援することを予定している。

以上のとおり、メザニン支援業務は、平時における公的金融機能のうち、①「民間金融市場の補完」及び②「民間では担えないリスクの負担」に資する業務であるといえる。

＜民業補完性＞

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

一般に、民間事業者による拠点施設の整備事業は資金回収が長期にわたり、リスク性資金の供給が必要とされているところ、民間金融機関からの融資等のみでは十分に対応しきれず、特に長期安定的なミドルリスク資金の供給が十分ではないことから、公的な支援が必要とされている。一方で、民業圧迫を避けるため、広活法施行規則において民業補完の原則について規定することを予定しており、民間金融機関が担うシニアローンに劣後するメザニン部分に限って支援することを予定している。

<有効性>

3. 財政投融资を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

本件政府保証を活用して民都機構が金融支援を行うことにより、民間事業者による公共施設等の整備を含む拠点施設整備が安定的かつ効率的に実施できる。民間事業者は開発物件の収益等を原資に民都機構に償還を行うため、事業者がコスト負担するスキームとなっている。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

改正後の法第15条第1項第1号ロ及びニにおいて、支援対象からSPCが除外されていることに加え、支援対象事業については、民都機構のリスク基準をもとにした審査に加えて、金融機関の実務経験者や学識経験者などによるメザニン審査会を開催し、支援対象事業の蓋然性を判断することを予定しているため、償還確実性は十分確保される予定である。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融资の要求内容にどのように反映しているか。

令和8年度の制度改正により新たに要求するものであり、過去の運用実績はないが、今後、着実な財投実行がなされるよう注視していく。

(参考：過去3か年の財政投融资の運用残額)

	5年度	6年度	7年度
運用残額	- 億円	- 億円	- 億円
運用残率	- %	- %	- %

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

該当なし

政 府 保 証 に つ い て

（機関名：一般財団法人民間都市開発推進機構【国政勘定（メザニン支援事業）】）

1. 政府保証の考え方

（1）政府保証国内債

メザニン支援業務を実施する財源を確保するため、政府保証債による資金調達が必要となるもの。

一般に、民間都市開発プロジェクトは資金回収が長期にわたり、長期資金の必要性が認められることから、審査基準（1）「長期資金の必要性」に合致する。

また、メザニン支援業務はミドルリスク資金の供給を行うものであることから、政府保証の付与がなければ、リスクプレミアムが加味されて資金調達コストが高くなり、政策目的の達成に多大な支障をきたすことから、審査基準（2）「政府保証の付与が無ければ、リスクプレミアムが加味されて資金調達コストが高くなり、政策目的の達成に多大な支障をきたすこと」に合致する。

以上のとおり、メザニン支援業務は政府保証債の発行のための審査基準に合致している。

2. 必要とする金額の考え方

（1）政府保証国内債

政府保証債の発行額に関しては、具体的な支援相談を受けている事業に係る支援見込額等を考慮し、当該資金需要に対応することが可能な額として 100 億円を要求することとしている。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

（機関名：一般財団法人民間都市開発推進機構【国政勘定（メザニン支援事業）】）

「経済財政運営と改革の基本方針2026」、「日本成長戦略」、「地域未来戦略」に盛り込まれた事項に関する要求内容

以下の政府方針に関連して、広域的・地域活性化の推進に資する取組を実施する民間都市開発事業への金融支援の強化等を要求する。

○「経済財政運営と改革の基本方針 2026」

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

（p.10 抜粋）

1. 「強い経済」の実現

（3）強い地域経済の構築

（「地域未来戦略」の推進等）

47 都道府県のどこに住んでいても、安全に生活することができ、必要な医療・福祉や質の高い教育を受けることができ、働く場所がある社会を目指す。これが、高市内閣が目指す日本の姿である。そのために何より重要なことは、強い地域経済を構築することである。そのため、これまでの地方創生の取組に加え、強い地域経済の構築に重点を置いた新たな取組として「地域未来戦略」を強力に推進する。同戦略に基づく投資については、『「強く豊かな日本」投資枠』も活用し、国が一歩前に出て、大胆な投資促進策とインフラ整備を一体的に講ずる。地方が持つ伸び代を活かし、新たな産業基盤を作るため、各地に産業クラスターを戦略的に形成する。あわせて、豊かな生活環境や、若者や女性に選ばれる地方を実現することにより強い地域経済を下支えしていく。

強い地域経済の構築に向けて、「地域未来戦略」に基づき、積極的な支援を行う。

「戦略産業クラスター計画」においては、官民投資ロードマップに記載された都道府県を超えた地域ブロック単位で行う、危機管理投資・成長投資を起爆剤として、それを支えるインフラ整備や、鉄道、造船ドック、ロケット射場のような民間クラスター拠点の整備、クラスターを構成するサプライチェーン上の関連企業への投資支援を大胆に進める。

また、地域発のアイデアに基づく「地域産業クラスター計画」や「地場産業成長プラン」を強力に推進するため、「地域未来交付金」を拡充し、成長資金の供給、企業支援、インフラ整備、特区制度等を活用した規制・制度改革、産業人材の育成を一体的に進める。

○「地域未来戦略」

第 3 章 政府が講ずべき本戦略に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

第 1 節 強い地域経済の構築に貢献する主な施策の推進

(p. 15 抜粋)

Ⅱ. 計画実現に向けた支援施策【政策手段】

戦略産業クラスター計画、地域産業クラスター計画及び地場産業成長プランのそれぞれの特性に応じ、これらの計画のポテンシャルを最大限発揮できるよう、個別企業への支援、成長資金の供給、インフラ整備、環境整備支援、規制・制度改革、産業人材の育成等について、国が一歩前に出て支援を講じていく。

(p. 16, 17 抜粋)

1. A. 戦略産業クラスター計画における課題と主な支援施策

(3) 関連するインフラ及び拠点整備

○課題

地方への民間の大規模投資に当たっては、企業単体の設備投資だけではなく、産業振興の基盤となるインフラや産業用地、拠点設備の確保・強化が産業クラスター形成には必要となる。それらの不足が投資決定や産業クラスター形成のボトルネックとなるおそれがある。

○対応方針

戦略産業クラスターの形成に真に必要な道路、港湾、工業用水等のインフラ整備・機能強化や、産業用地、空港アクセス鉄道等の周辺拠点整備等を一体的に実施する。

○主な施策例

✓関連するインフラ及び拠点整備の推進（地域未来交付金等）

(p. 20 抜粋)

2. B. 地域産業クラスター計画における課題と主な支援施策

(3) 産業クラスター全体での競争優位性を強化する環境整備支援

○課題

地域産業クラスターを形成・育成するに当たり、個別企業支援のみでは当該地域産業クラスター全体に効果が波及せず、地域経済としての成長には不十分となってしまう可能性があることから、競争だけではなく、協調領域における協力・シナジーの創出を促す仕組みづくりや、地域の事情に合わせた、インフラ整備や拠点整備等を含めた環境整備が必要不可欠である。

○対応方針

地方の暮らしの安定を実現し、都道府県による地域産業クラスター計画が真に地方の活力を最大化することにつながるように、地方公共団体の独自の取組等を地域未来交付金等において支援する。

また、産業用地の計画的な整備を促進するため、土地利用の調整を始めとした必要な支援を関係府省庁が連携して行う。

○主な施策例

✓地域未来交付金、企業版ふるさと納税等を活用した、地域の事情に合わせたインフラを含めた環境整備

(p. 22, 23 抜粋)

3. C. 地場産業成長プランにおける課題と主な支援施策

(3) 環境整備支援

○課題

地場産業を含む地域の産業の育成においても、個別事業主体への支援のみでは地域の産業全体に効果が波及せず、地域経済としての成長には不十分となってしまう可能性があることから、新しい事業・産業の誘致や立ち上げ、地場製品の認知度向上、原材料の安定化、共同での販路開拓等、地域の課題を適切に把握した上で、地域の事情に合わせた、インフラ及び拠点整備等を含めた環境整備が必要不可欠である。

○対応方針

地方の暮らしの安定を実現し、地方公共団体による地場産業を含む地域の産業の形成・成長が真に地方の活力を最大化することにつながるように、地方公共団体の独自の取組等を地域未来交付金等において支援する。

○主な施策例

✓地域未来交付金、企業版ふるさと納税等を活用した、地域の事情に合わせたインフラを含めた環境整備

7 年 度 決 算 に 対 す る 評 価

（機関名：一般財団法人民間都市開発推進機構【国政勘定（メザニン支援事業）】）

1. 決算についての総合的な評価

新規のため令和7年度決算は該当なし。